⑮―２　運営費交付金収益

（単位：円）

業務等区分	17年度交付分	18年度交付分	19年度交付分	20年度交付分	合計
期間進行基準	―	―	―	3,875,738,750	3,875,738,750
費用進行基準	―	―	279,885,373	97,433,690	377,319,063
業務達成基準	―	―	64,336,817	414,787,393	479,124,210
合計	―	―	344,222,190	4,387,959,833	4,732,182,023

⑯　運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

⑯―１　施設費の明細

（単位：円）

区分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘要
		建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	その他	
営繕事業	26,000,000	―	23,527,654	2,472,346	
耐震対策事業	791,510,000	10,500,000	744,160,751	36,849,249	
合計	817,510,000	10,500,000	767,688,405	39,321,595	

⑯―２　補助金等の明細

（単位：円）

区分	当期交付額	当期振替額					摘要
		特許権仮勘定見返補助金等	資産見返補助金等	資本剰余金	長期預り補助金等	収益計上	
研究拠点形成費等補助金（格差センシティブな人間発達科学の創成）	198,139,638	―	63,785	―	―	198,075,853	
大学改革推進等補助金（現代的教育ニーズ取組支援プログラム）	16,347,033	―	―	―	―	16,347,033	
研究拠点形成費等補助金（大学院教育改革支援プログラム）	31,240,000	―	547,702	―	―	30,692,298	
大学改革推進等補助金（大学教育の国際化加速プログラム）	27,181,313	―	11,756,850	―	―	15,424,463	
大学改革推進等補助金（新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム）	15,000,000	―	1,591,800	―	―	13,408,200	
合計	287,907,984	―	13,960,137	―	―	273,947,847	

⑰　役員及び教職員の給与の明細

（単位：円、人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(67,907,758) 67,907,758	4	(43,151,528) 43,950,728	2
	非常勤	13,937,640	3	―	―
	計	81,845,398	7	43,950,728	2
教職員	常勤	(3,538,615,531) 3,771,604,039	458	(326,832,744) 330,133,864	26
	非常勤	353,857,543	548	53,640	1
	計	4,125,461,582	1,006	330,187,504	27
合計	常勤	(3,606,523,289) 3,839,511,797	462	(369,984,272) 374,084,592	28
	非常勤	367,795,183	551	53,640	1
	計	4,207,306,980	1,013	374,138,232	29

㈱１　役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準の概要
報酬月額
学長1,011千円、理事843千円、非常勤理事421.5千円、非常勤監事304千円
「国立大学法人お茶の水女子大学役員給与規程」に基づき支給している。
退職手当の計算方法
「国立大学法人お茶の水女子大学役員退職手当規程」に基づき支給している。

㈱２　教職員に対する給与及び退職手当の支給の基準の概要
「国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程」、「国立大学法人お茶の水女子大学非常勤職員給与規程」、「国立大学法人お茶の水女子大学年俸制適用職員給与規程」、「国立大学法人お茶の水女子大学職員退職手当規程」に基づき支給している。

㈱３　報酬又は給与の支給人員数は、年間平均支給人員によっている。

㈱４　役員及び教職員に対する報酬又は給与の支給額には、賞与を含めており法定福利費を除いている。

㈱５　「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について（通知）」（平成16年６月３日付人事課長16文科人第84号）における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の支給額を（　）に記載している。

㈱６　人件費の定義は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」）に基づいている。常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員であり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員である。